

事 務 連 絡

平成20年4月22日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・指定都市予防主管課 } 御中

消 防 庁 予 防 課

避難器具（緩降機）の訓練時等における落下事故について

平成20年3月21日、石川県河北郡内灘町で緩降機の訓練中、訓練者が落下し負傷する事故が発生したとの報告が当該緩降機の製造事業者からありました。また、昨年11月16日にも静岡県浜松市にて訓練中に緩降機の誤使用により落下し、負傷する事故が発生しております（別添参照）。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知していただくようお願いいたします。

なお、財団法人日本消防設備安全センターを通じ、各都道府県消防設備保守協会に対してこの旨周知するとともに、同センター・PL事故情報室のホームページにも掲載していますので、申し添えます。

(別添)

事故概要（その1）

1 事故発生日

平成20年3月21日 14時7分

2 場所

石川県河北郡内灘町

3 事故概要

新たに緩降機を設置した際の訓練中、設備業者立ち会いのもと、女性が3階相当の高さ（9m程度）から降下したところ、地上に落下した。

事故概要（その2）

1 事故発生日

平成19年11月16日 15時20分頃

2 場所

静岡県浜松市

3 事故概要

調速器を介して短い方のロープに連結された着用具を装着すべきところ、使用方法を確認せず、室内でリールに巻かれていた長い方のロープを延長し、当該着用具を用いて降下したため、調速装置が機能せず、落下、負傷した。

※緩降機は、ロープの両端に連結された着用具が、調速器を介してつるべ式に上下する構造となっている。格納された状態では、長い方のロープ及び着用具はリールに巻かれているが、使用の際には当該着用具を先に落として、短い方のロープに連結された着用具を装着して降下する。